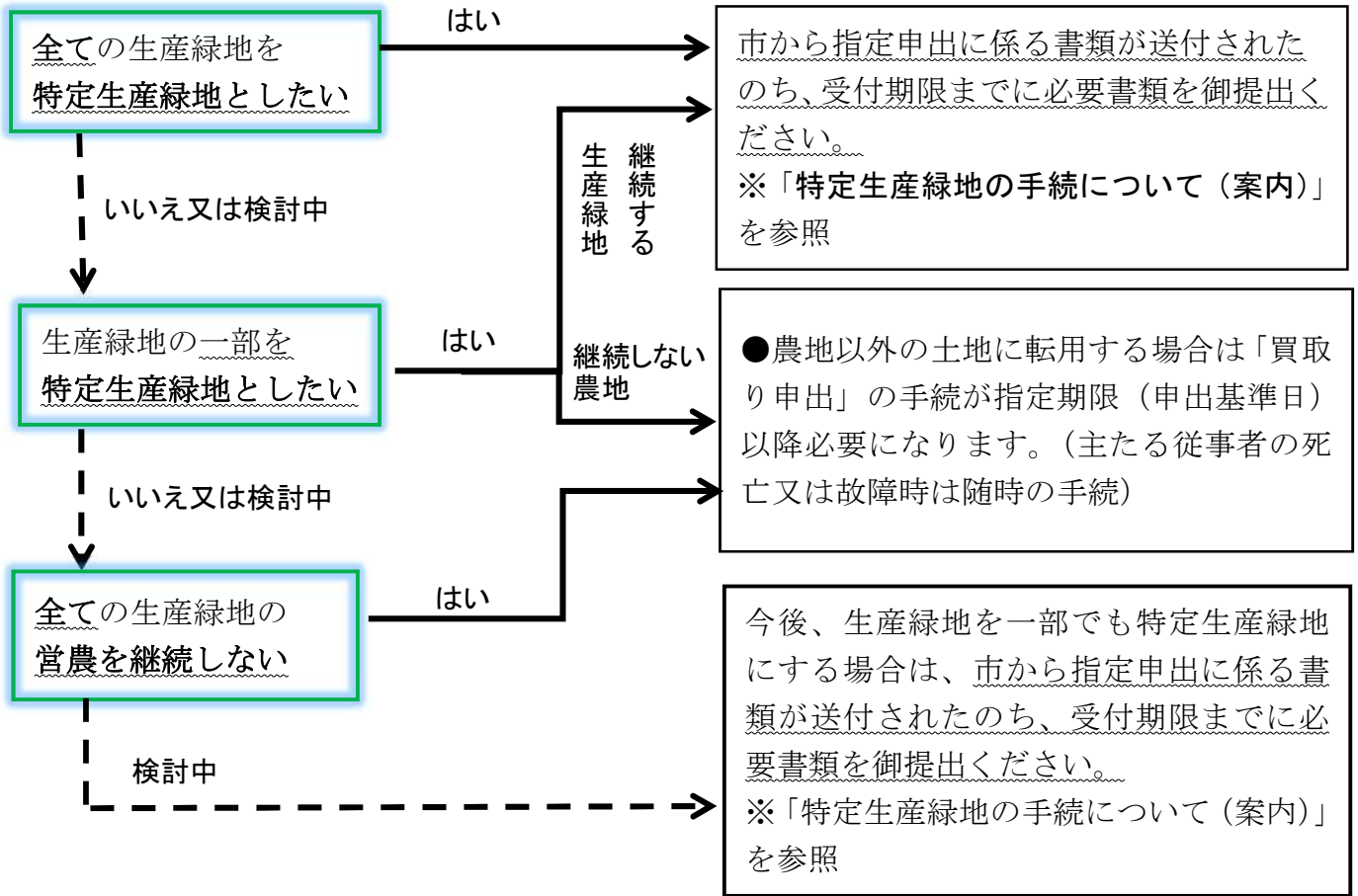


## 特定生産緑地の手続フロー及び取扱いのまとめ

※特定生産緑地に指定申出するか決めかねている場合に参考としてください

### ●手続フロー



### ●特定生産緑地に「指定申出する」もしくは「指定申出しない」場合の取扱いのまとめ

区分	買取り申出ができる時期	土地利用	固定資産税 都市計画税	相続税の納税猶予		
				適用している		適用して いない
				現世代	次世代	次世代
指定申出 する	・主たる従事者が死亡又は故障したとき ・指定期限（申出基準日）から10年経過したとき	営農	農地並み課税	継続	適用可能	適用可能
指定申出 しない	指定期限（申出基準日）からいつでも可能	営農 ※買取申出無し	宅地並み課税 ※激変緩和あり	納税猶予 税額と 利子税の 納付 ※終身営農 の場合除外	適用でき ない	適用でき ない
		買取り申出 を経て営農				